

とうべつ健康プラン21改訂版策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項の規定に基づき策定された「とうべつ健康プラン21」の見直しを図るため、とうべつ健康プラン21改訂版策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者から町長が委嘱する15名以内の委員をもって組織する。

- (1) 健康づくり推進に関わる組織の代表者 9名以内
- (2) 保健、医療及び福祉関係者 2名以内
- (3) 学識経験者 2名以内
- (4) 公募による委員 2名以内

2 委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

3 委員会には、委員の互選により委員長及び副委員長各1名を置く。

(職務)

第3条 委員長は、委員会を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれにあたる。

3 委員長は、会議に際し、必要に応じて関係者を出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、福祉部福祉課に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

2 この要綱は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。